

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊国薬第193号

令和6年4月1日

熊本県拳銃110番報奨制度実施要綱の継続運用について（通達）

昨今の銃器犯罪に関する情報収集が困難になっている状況に鑑み、広く国民に銃器犯罪に関する情報提供を促すため、「拳銃110番報奨制度」が全国一斉で運用されているところであるが、「拳銃110番報奨制度の継続実施について（令和6年3月7日付け警察庁丙組組二発第10号）等に基づき、本制度が継続実施されることとなった。

よって、別添のとおり「熊本県拳銃110番報奨制度実施要綱」に基づき、引き続き本制度を適正かつ効果的に活用するとともに、各所属にあつては、全職員に周知徹底を図り、積極的な広報に努められたい。

なお、「熊本県拳銃110番報奨制度実施要綱の制定について」（平成31年4月26日付け熊組対第1024号）については廃止する。

別添

熊本県拳銃 1 1 0 番報奨制度実施要綱

第 1 目的

この要綱は、全国共通フリーダイヤル番号により熊本県警察が拳銃その他の銃器等に関する情報（以下「拳銃情報」という。）を受け付け、事件の検挙に欠かせない有力な情報を提供した通報者に対し、個別の事案に応じて報奨金を支払う「拳銃 1 1 0 番報奨制度」の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 通報の受付等

1 受付体制

- (1) 全国共通フリーダイヤル番号（0 1 2 0 - 1 0 - 3 7 7 4。以下「拳銃 1 1 0 番」という。）による通報の受付は、原則として、執務時間中にあつては国際・薬物銃器対策課員、執務時間外にあつては警察本部総合当直における当直警察官が行うものとする。
- (2) 執務時間及び当直時間終了時における受付業務の引継ぎは、事務の間隙が生ずることがないように確実に行うものとする。

2 通報の記録と管理

- (1) 受け付けた通報（当該通報の内容につき捜査その他必要な措置をとる必要のないことが明らかなものを除く。）の内容については、別記様式 1 及び別記様式 2 により適切に記録するものとする。
- (2) 国際・薬物銃器対策課長は、通報及びその処理状況を適切に把握するものとする。

3 通報の受付要領

通報の受付は、次の要領により行うものとする。

- (1) 通報が、拳銃その他の銃器等に関する情報（以下「拳銃情報」という。）の提供を目的としない場合は、拳銃 1 1 0 番が拳銃情報を受け付けるためのものであることを通報者に説明し、拳銃 1 1 0 番による通報としての受付は行わないこととするとともに、当該通報の内容につき捜査その他必要な措置をとることが適当と認められるときは、その措置をとるべき所属へ引き継ぐこと。
- (2) 通報が拳銃情報を提供するものである場合は、通報者が本制度を理解していると確認できる場合を除き、通報者に対して報奨金が支払われない場合その他必要な事項を確実に説明すること。
- (3) 通報が拳銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙（以下「事件検挙」という。）に欠かせない情報を内容とするもの（以下「対象通報」という。）である可能性がある場合は、情報の確度についての適切な判断がなされるよう情報の入手経過、通報理由その他必要な事項について十分に聴取すること。

- (4) 対象通報をした者（以下「対象通報者」という。）に対しては、報奨金を支払うことができる場合における報奨金を受け取る意思の有無を確認し、対象通報者がこれを有する場合には、報奨金を支払おうとするときに改めて警察から連絡する旨を説明するとともに、必要な連絡手段等を確認すること。
- (5) 対象通報者が匿名とすることを希望した場合においては、その氏名、住所等の確認に代えて、情報の選別番号と通報者固有の暗証番号を提示する。また、対象通報者が連絡先を示さない場合は、6か月以内に別に指示するところにより選別番号と暗証番号を告げて自ら警察に対する連絡を行わなければならない、これに反した場合には報奨金が支払われない旨を説明すること。
- (6) 対象通報者との電話その他の接触に際しては、報奨金の支払について紛議が生じないように十分に留意すること。

4 警察庁への報告

- (1) 国際・薬物銃器対策課は、対象通報を受け付けたときはその都度速やかに、その他の通報を受け付けたときは月ごとに、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課（以下「警察庁組織犯罪対策第二課」という。）に報告するものとする。
- (2) 国際・薬物銃器対策課は、対象通報により事件検挙に至ったときは、検挙状況、当該事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、報奨金支払見込みの有無、報奨金支払予定金額、支払方法等を警察庁組織犯罪対策第二課に報告するものとする。

第3 報奨金

1 報奨金の支払

- (1) 報奨金は国費捜査費とし、その支払は、原則として、対象通報者に接触して行うものとする。
- (2) 報奨金については、対象通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象とするものとし、その金額は、対象通報により拳銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安としつつ、当該通報の内容、検挙された事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、警察における同種情報の把握状況、対象通報者の捜査手続への協力の程度等を個別に勘案して算定するものとする。

2 支払除外事由

次に掲げる場合には、報奨金は支払わないものとする。

- (1) 対象通報者が、対象通報により検挙された事件の共犯者と認められる場合
- (2) 対象通報者が、その情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる場合その他報奨金を支払うことが不相当と認められる場合

- (3) 通報を受けた時点で、当該拳銃情報が、国際・薬物銃器対策課等において、既に把握している内容であった場合。ただし、当該拳銃情報が、被疑事実の立証等の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。
- (4) 匿名とすることを希望した対象通報者から、通報後6か月以内に、別に指示されたところにより警察に対して連絡がない場合

※ 別記様式（略）